

東日本大震災関連税制

— 東京電力福島原子力発電所事故災害関連 —

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所
税理士



新年を迎えるにあたり、東日本大震災で亡くなられた皆様のご冥福を謹んでお祈り申し上げますとともに、2012年が世界中のすべての人々にとって災害のない平和な年となることを切に祈ります。

2012年、私たちはまず、東京電力福島原発が招いた「放射能汚染」という無色透明な凶器、そのはかり知れない人的健康被害の恐怖から解き放たれなければなりません。遅々として進まない除染、その政治的無策への怒りからの解放、そして、臨界状態ながら怪物的連鎖的に拡大し続ける風評や間接等深刻な経済的悲劇・放射能貧困からの脱出、これらが私たちのフクシマにもたらされなければならない2012年です。

原子力損害賠償審査会は、2011年8月5日付で「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(注)を決定しました。そして同日、「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」(平成23・8・5・法律91号：仮払法)が公布され、国による仮払金の支払等が定められました。これに基づき、既に逸失利益等の賠償請求が行われている現状ではないかと思えます。

そこで新春号では、確定申告を視野に所得税等の取扱いについて「原子力発電所災害関係」に絞って見ていきたいと思えます。他人に損害を与えたら賠償する、これは小学生でもわかる理屈です。つまり、原発による損害については、東京電力によって完全な賠償が行われるべきでありそこに「実質的な課税関係は生じない」というべきでしょうが、会計・税務上の処理そのものについては、一律ではありませんのでご注意ください。

(注) この中間指針では、「本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるから、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。」として、賠償すべき損害について限定するものではないとしています。

〔質問1〕

東京電力から原発事故により仮払補償金の支払を受けましたが、課税されるのでしょうか？

〔回答〕

仮払補償金は、将来確定する損害賠償金の仮払いであり精算を前提とするものであることから、その支払段階では課税関係は生じません。

また、仮払法において、国による仮払金の支払等が定められました。この法律に基づいて国から仮払金が支払われた場合であっても、同法に「特定原子力損害の賠償の額が確定した場合において、その額が仮払金の額に満たないときは、その差額を返還しなければならない」（第10条：仮払金の返還）と規定されていることから、東京電力からの仮払補償金と同様に、その支払段階では課税関係は生じません。

原発事故に係る被害者が受け取った損害賠償金等の具体的な課税関係については、当事者間の合意や和解等における具体的な賠償の内容や金額が確定した段階で判断することになります。

〔質問2〕

先日、東京電力が原発事故による損害賠償金等の「補償基準」を公表しましたが、今後、その基準に基づいて損害賠償金等が支払われた場合は、課税されるのでしょうか？

〔回答〕

被害者が支払を受けた損害賠償金等の具体的な課税関係については、当事者間の合意や和解等に

おいて確定し支払われることとなった損害賠償金等の内容を確認の上、判断することになります。

具体的な課税関係は、次表のとおりです。

表1【非課税とされる損害賠償金】

非課税とされる損害賠償金
① 心身に加えられた損害につき支払を受けるもの（心身の損害に基因して勤務又は業務に従事することができなかったことによる給与又は収益の補償として受けるものを含む。）
② 不法行為その他の突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受けるもの

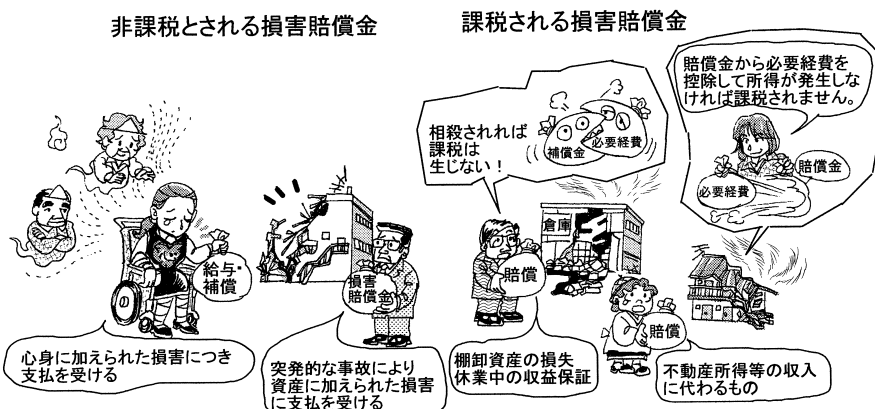
表2【課税とされる損害賠償金】

課税とされる損害賠償金
① 必要経費に算入される金額を補てんするためのもの
② 棚卸資産の損失に対するものや休業期間中の収益補償など、事業所得や不動産所得等の収入金額に代わる性質を有するもの
③ 勤務に従事することができなかったことによる給与等の減収分

課税される損害賠償金については事業所得等の収入金額に算入することになります。したがって、損害賠償金が事業所得等の収入金額に算入される場合であっても、①必要経費に算入される金額を補てんするためのものは、その必要経費と相殺されて所得は発生せず、②収益補償についても、減価償却費などの必要経費を控除して所得が発生しなければ、課税関係は生じないことになります。

〔質問3〕

原発事故で勤務先が被害を受けたことにより解雇され、給与の減収分が補償されましたが、これはどのように取り扱われるのでしょうか？



〔回答〕

給与等の減収分に対する損害賠償金は、逸失利益の補てんであり、非課税所得には該当せず、対価性のない一時の所得であることから一時所得に該当し課税の対象となります。

一時所得については、収入金額から50万円の特別控除額を差し引き、残りの金額の2分の1が課税の対象となりますので、本来の給与所得として課税されるよりも税負担は軽減されることになります。

ただし、補償金のほかに一時所得に該当する生命保険金等の支払を受けている場合には、合計して計算することになります。

〔質問4〕

原発事故により自宅の価値が減少したとして損害賠償金の支払を受けた場合、どのように取り扱われるのでしょうか？

〔回答〕

現時点では、財物価値の喪失又は減少について、東京電力の補償基準が示されていませんが、今後仮にそのような補償金の支払を受けた場合には、非課税所得に該当し、課税関係は生じません。

所得税法上の「不法行為その他突発的な事故により資産（財産）に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金その他これらに類するもの」に該当し、非課税となります。

〔質問5〕

東京電力から支払を受けた原発事故の損害賠償金を、いつの時点で収入に計上すればよいのですか？ 実際に支払を受けた日の収入になるのでしょうか？

〔回答〕

損害賠償金等の収入すべき時期は、当事者間の合意や和解等において損害賠償金等の内容や金額が確定した日となります。したがって、実際に損害賠償金等の支払を受けていない場合であっても、その支払を受けるべきことが確定した日の収入となります。

また、東京電力と和解等が成立せず紛争が長期化することも予想されますが、そのような場合は、数年分に相当する収益補償等を一括で収入金額に算入することになりますが、一定の要件（3年以上の期間の補償を一括で受領する場合）に該当する場合は、臨時所得として平均課税の適用を受けることができます。

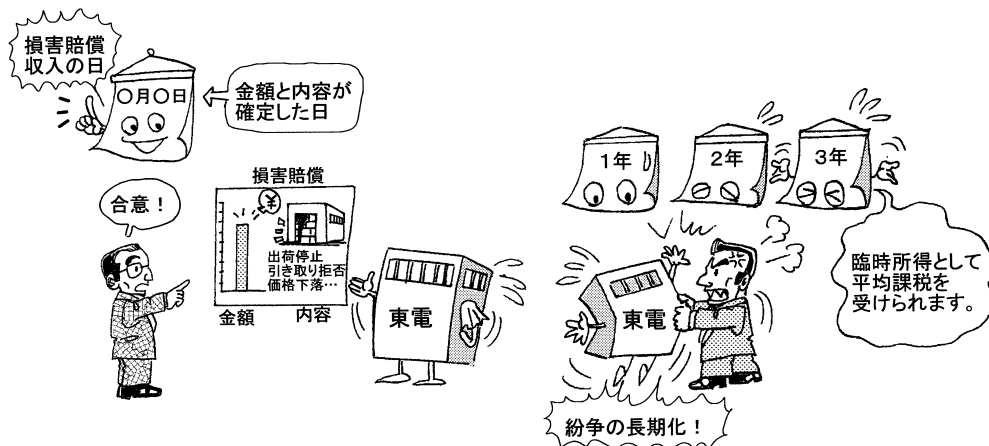
〔質問6〕

商品の放射線検査をしましたが、その費用は必要経費に算入することが認められますか？

〔回答〕

必要経費に算入することができます。

実際に支出した検査費用は必要経費に算入され、必要経費に算入される金額を補てんするための損害賠償金等は、収入金額に算入しなければなりません。したがって、実際に支出した検査費用と



損害賠償金は相殺され、実質的に課税関係は生じないこととなります。

〔質問7〕

原発事故で店舗が放射性物質により汚染されましたが、資産損失として必要経費に算入することはできるのでしょうか？

〔回答〕

資産損失として必要経費に算入できるのは、取壊し、除却及び滅失により、その損失が実現している場合と解されています。例えば、災害で立地条件が変化したことにより評価額が下落した場合など、資産の効用が減少したことによる損失のように未実現の損失は含まないこととされています。つまり、資産損失の対象となる損失があったかどうかは、店舗などの物理的被害の有無によるものと解釈されています。

放射性物質による汚染により店舗に物理的被害が生じているかどうかは、個々の損失に対する損害賠償などが確定した段階で判断していくことになるようです。現段階では、「原発事故により放射性物質に汚染されたことをもって、損失が実現しているといえるかどうかを判断できる状況にないため」ということのようにです。

ただし、資産損失額の計算に当たっては、損失額からその損失を補てんする保険金や損害賠償金を控除することとされており、仮に、損失額の全額が損害賠償金として支払われた場合は、結果として、資産損失額は生じないこととなります。

〔質問8〕

原発事故により、備品（減価償却資産）の使用が不能となり廃棄せざるを得なかったため、新品に買い替えることにしました。この備品の損害に対する損害賠償金が、帳簿残高より多い金額でしたが、備品の購入価額が賠償金額より低い場合には税金がかかるのでしょうか？

〔回答〕

備品（減価償却資産）の損害に対する損害賠償金については、新たな備品の購入価額にかかわらず、課税関係は生じません。

減価償却資産の損害に対する損害賠償金は、所得税法上の「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」に該当し非課税となるため、帳簿残高より多い金額が損害賠償金として支払われた場合であっても、課税関係は生じないこととなります。

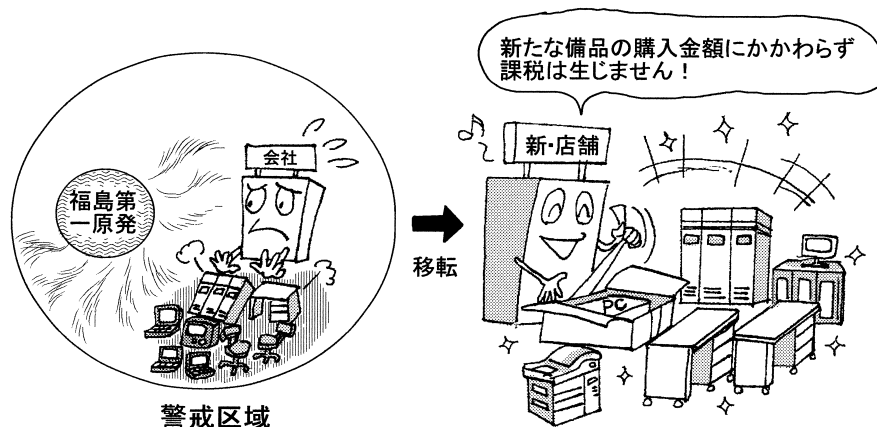
なお、損害賠償金については、備品に係る資産損失の金額の計算上、損失の金額から控除することとなります。

〔質問9〕

肉用牛について出荷制限指示が出されたことによる風評被害に基づき補償金の支払を受けましたが、肉用牛の免税等の租税特別措置は認められるのでしょうか？

〔回答〕

肉用牛について出された出荷制限指示及びその



風評被害に基づく補償金については、2011年9月21日付東京電力株式会社「福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による法人及び個人事業主の方々が被った損害に対する本賠償について」により、過年度の資料及び事故の影響による売上減少割合を基に算出した金額を賠償の対象にすることが発表されました。

しかしながら、東京電力は、「原則として生産者団体等を通じて集約したものを受け付ける。」と発表していることから、「今後、個々に支払われる補償の状況を見て、租税特別措置の適否を判断する」としています。

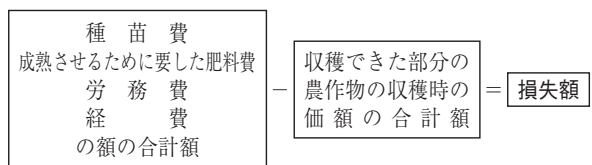
〔質問10〕

収穫できなくなった農作物（未収穫農作物）の損失額はどのように計算したらよいのですか？

〔回答〕

野菜等の立毛など未収穫の農作物が災害により枯死、倒伏等したことにより、減失等した場合の損失額は、その農作物に係る種苗費の額並びに成熟させるために要した肥料費、労務費及び経費の額の合計額が、収穫できた農作物の収穫時の価額の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額とされています。

なお、損失の金額を計算する場合の計算単位は農作物の種類、ほ場の区分等により、その損失額を合理的に計算できる範囲を単位として差し支えないとされています。



〔質問11〕

住宅借入金等特別控除の適用を受けていましたが、原発事故により避難し住居を離れています。その場合でも引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできますか？

〔回答〕

住宅借入金等を有している場合には、引き続き

住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

災害により避難したため一時的にその住宅を居住の用に供しないことになる期間があったときは、その期間も引き続き居住の用に供しているものとして取り扱うことになるため、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

〔質問12〕

住宅借入金等特別控除の適用を受けていましたが、家屋が警戒区域内にあるため、居住できなくなると判断し、新たに居住用家屋を購入しました。この場合、新たに購入した家屋について、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできますか？

〔回答〕

新たに購入した家屋について、住宅借入金等特別控除の適用要件を満たした場合には、新たに住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

なお、震災特例法では、「東日本大震災によって住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住の用に供することができなくなり、当該住宅について借入金を有するときは、残りの適用期間について引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。」とされていますが、放射性物質による汚染により住宅に被害が生じ、居住の用に供することができなくなったかどうかについては、今後、原子力損害に対する個々の損害賠償の実態などを踏まえて、個別に判断していくことになる模様です。

良い年になりますように

